

きまして、万一漁業権の免許がもられなかつたならば、その漁業権の免許を受けた人間に対して工作物を買いつてくれという請求権を認めたわけでござります。ただ実際問題といたしましては、現在の漁撈技術からいたしまして、このような恒久的な工作物を設置するということは、第二種の魚類養殖業等の障壁等をば設置する場合を除いてはあまり考えられないわけであります。

第四十三條から第四十九條までに
入漁権に関する規定であります。これ
はほとんど現行法と同じであります。
ただ新しい規定が二條ございまして、
一つは第四十四條、もう一つは第四十
五條であります。第四十四條は入漁権
を結んだ場合には、その内容を書面で
明らかにしておけという規定であります。
これは新法では入漁権はすべて設
定行為によつて、入漁契約を結ばせる
わけでありますから、後日入漁権の存
否、それからその内容についていろいろ
紛争が起る場合を予想いたしまし
て、あらかじめ書面ではつきりさせて
おくわけであります。ただ書面化しな
かつたからといって罰則を受けると
か、あるいは入漁権が無効になる、そ
ういう罰則あるいは効力規定ではなく
て、まあ訓示規定と申しますか、一應
書面化する義務を負わしておいて、も
し書面化してなかつたならば、あとで
問題が起つたならばその方に拳証責任
がある、その拳証責任を果さなければ
ならぬという不利をこうむるわけであ
ります。書面にいたします内容は、現
行法の入漁権の登録する場合の事項と
同じであります。

た慣行の入漁権を認めないとということとも関連いたすわけであります。もちろん慣行入漁権だけに限つた問題ではございませんが、すべて契約によらせますために、漁業権者の自分かつてな都合によつて、不當に入漁契約の締結を拒んだ場合に、漁業調整委員会に申しますと、漁業調整委員会が裁定を出したしまして、その裁定によつて、当然に入漁契約を結ばせる、あるいは新たに入漁契約を結ぶだけではなくて、現在の入漁権の内容が適正でないといふ場合に、それを変更してくれ、あるいは逆に漁業権者の方から、もう入漁権を消滅させてくれ、そういう請求があつた場合に、相手方が不當に拒んだ場合は、漁業調整委員会の裁定によつて入漁権の変更または消滅をなし得るようになつたわけであります。このように新しい漁業調整につきましては、漁業調整委員会といふものが非常に大きな働きをするわけであります。その他の入漁権に関する規定は、現行法と同じでありますから、省略いたします。

をきめるための規定で現行法と同じであります。

以上で第二章の漁業権及び入漁権に関する規定の説明を終ります。

第三章の指定遠洋漁業は漁業制度改革と少し趣旨を異にする規定でありますから、別にあとにまわしたいと思ひます。そうして第二章の漁業権及び入漁権に関する規定と、第四章の漁業調整に関する規定は両者一体となりまして、新しい漁業調整の方式を規律いたしておる規定でありますから、第四章の説明に入ります。

まず第六十五條は、農林大臣または都道府県知事が漁業取締規則を定め得るという規定でありますて、現行法と同じであります。いかなる事項について取締規則を制定できるかという点も同じであります。農林大臣が定めます場合には省令、それから知事が定めます場合には縣規則できめるわけであります。この省令または縣規則できめた事項については罰則を設け得るのでありますて、この罰則の限度として、第三項で省令の場合は二年以下の懲役、五万円以下の罰金、縣規則の場合には六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金というふうにいたしております。なにここで第三章の指定遠洋漁業とともに関連いたすわけでありますて、この第三章の指定遠洋漁業となつておりますのは、現在の農林大臣許可の漁業とは必ずしも範囲が一致しておません。それよりも狭いわけであります。たとえば以東の底びき網漁業であるとか、百トン未満のかつお、まぐろ漁業などいふのは、現在農林大臣の許可になつておらずますけれども、指定遠洋漁業には入つておりません。これらのものはどう

すが、それにつきましては、内水面の漁業管理委員会の意見を聞くというふうにいたしております。

次は第六十六條の許可を受けない地ビキ網等の禁止という規定は、なぜここにこう規定したか、非常におわかりにくいと思うのであります。これはこういうわけであります。第六條の五項目で共同漁業権の内容を規定してあります。ですが、その共同漁業権の内容といましまして、根付漁業のほかに第三種共同漁業、第三種共同漁業、第四種共同漁業といったしまして、小定置でありますとか、あるいは地びき、船びきその他漁業を漁業権の内容に入れたわけであります。ところがこれらの漁業が共同漁業権の中に入つて免許されると、これらの漁業をやり得る者は、その免許を受けた地元の組合員だけに限られるわけであります。ところがこれらの漁業を地元の協同組合員だけにやらしてよいかどうかという点は、少し問題があるのでありますて、たとえば小定置であつた場合に、從來から地元外の者がずつとその小定置を經營していくという場合があるのでありますて、それを地元の組合にやらせて、地元外の者にやらせないということは不都合なことが多いわけであります。もちろん從来のように漁業権の貸付が認められておりますれば、その場合組合外の者には貸付をするのでありますが、そもそも第三十條によつて禁止されてしまうて、今後もその小定置は組合外の者に利用させるべきであると認められる場合には、その小定置の区域だけを初めから除外して、残りの部分を

地元の協同組合に免許いたすといふわけあります。そして地元の組合に免許しなかつた部分の小定置、地びき、そういうものは第六十六條によりまして、許可漁業にして、許可を受けて組合外の者にやらせる。こういうふにいたしたわけであります。共同漁業権を地元の協同組合に持たせて、しかも組合外の者に貸付を認めなかつたといふことは多少むりな規定であります。が、そういう趣旨で第六十六條を規定いたしたわけであります。

なお若干こまかくはなりますが第一項の但書で「但し、共同漁業権の内容となつてゐる場合及び都道府縣知事の定める場合」というのは、漁業権の内容となつておりますれば、さらに許可を受けることは必要ないようになります。要するというのではなく、縣によりましては自分のところは自由漁業でよろしいという場合も考えられるわけであります、そういうことを予想いたしまして、縣によつて自由漁業にした方がよい、という場合は、許可を受けることを要しないようになります。どうじ、意味でこの但書があるわけであります。

次の第六十七條は新しい漁業調整の方式の眼目となる規定であります。非常に廣汎でかつ強力な規定であります。昨日も申上げましたように新しい漁業法のねらいは、水面の総合利用ということである。水面の総合利用をいたしますための漁業調整の方式として、漁業調整委員会が一方では漁業権の免許あるいは入漁権の裁定、許可漁業の許可をする。それから免許したあとでありますても、第六十七條の指示

という権限によりまして、漁業権または入漁権の行使方法。それから許可漁業、自由漁業でありますと、その漁業の仕方、漁場の利用方法、そういうことをつきましてさしつけました。そのさしつけに従つて漁業調整をやつて行く。こういう仕組になつてある。その根拠規定であります。從来の漁業権による漁業規律、あるいは取締規則による規律では、その規律が固定的または一般的でありますと、具体的事情に應じて具体的に調整をして行くのには不十分だつたわけであります。今度はそう分つたわけであります。今度はそういう漁業権による規律、あるいは漁業調整取締規則による一般的な規律はもちろんのことであります。そのほかに隨時必要に應じて融通自在に委員会が指示して行く、その指示により漁業調整を行かつて行くというふうにしたわけでありまして、この指示権がうまく発動されるかどうかということによりまして、新しい漁業調整がうまく行くか行かぬかの境目になるという重大な規定であります。この指示は何に対しても指示ができるという非常に廣汎なものであります。この指示権がどのくらい重要かということは、一例を申し上げますと、從來はいわゆる回遊魚を運用漁具でとるような漁法は専用漁業権の内容となつておつたものが多いのです。あります。それを今度は共同漁業権の内容からはずした。そうしますと一應それは許可ないし自由漁業となるわけになります。しかしそれは全然自由になります。それを第六十七條の委員会の指示によつて調整をはかつて行くといふところに期待しているわけではありません。もしこの期待通りに指示が果されなかつ

たならば、漁業権の内容から回遊魚をはずしたことがかえつてマイナスになるわけでありまして、この指示のいかんが新しい漁業法の死命を制するといつても過言ではないといふうな規定であります。この指示は第一次的には委員会が発動いたしますが、これだけでは法的拘束力はないわけであります。もちろんその指示に従つて漁民がそれに服従すれば問題はないわけであります。しかしもしその指示に従わなかつた場合には、ただちに指示違反だから罰則がかかるべきことを命じてくれく、もしその指示に従わないものがあつた場合には、委員会が知事に対してこの指示に従うべきことを命じてくれく、もつて申請をするわけであります。知事はその申請を受けましたならば、それに対して異議がない、またあつてもその理由がないと、その指示に従えという命令を下す。そしてこの命令に違反した場合にのみ罰則があつくる。こういうふうに知事の個別命令によつて法的な裏づけをしているわけですね。またその指示を妥当でないと知事が認めた場合には、委員会の申請された指示を取り消すことができるようになります。最後の決定権を持たしておいくとふうにいたしております。

置の制限または禁止に関する一般法規命令を下せたわけではあります、新法では法規命令のほかに設置の制限または禁止の個別命令を下し得る。従つて省令を出すこともできるし、又直接個別命令を下して設置を制限したり禁止したりすることができるというふうに拡げております。内水面では今後発電工事等の関係で重要な意義を持つて来るわけであります。

第七十二条は漁場または漁具の標識に関する規定、これは現行法と同じであります。

第七十三条は初めにもどりまして、総則の漁業法の適用範囲——第三條であります。第三條で公共の用に供しない水面には一應漁業法の規定は適用しないわけであります、が、今御説明いたしました漁業調整に関する命令とか、禁止漁法、そいつた規定は公共の用に供しない水面であつても、これとつながつてある水面では、その水面でたとえば有毒物を流しますと、公共の用に供する水面にも影響があるわけでありますから、これらの規定に限つて公共の用に供しない水面であつても、漁業法の規定を適用するというわけで、現行法と同じであります。

第七十四條は漁業監督公務員に関する規定であります。これは現行法にもある規定でありますか、少し内容を遺しておきます。今まで御説明いたしましたように、漁業秩序をいろいろきめたわけであります、問題は漁業秩序をきめただけではなくて、それがいかに実行されるかということでありります。その場合に、水面における警察力は非常に不備であります、單なる一般的の警察力だけではなく、漁業の実能

に通曉した者が取締ることが非常に必要なわけであります。そのために一般の警察官、あるいは海上保安官、そういうもののほかに漁業関係の官公吏の中から、あるいは漁業監督官あるいは漁業監督吏員——官吏の場合には漁業監督官と言い、縣の吏員の場合は、漁業監督吏員と申します。從来は両者をひつくるめまして漁業監督吏員と申しておりましたが、今度は別の名稱をもつて呼び、両者を合せて漁業監督公務員といふようにしております。こういつた漁業監督公務員が漁業の取締りをするわけであります。それで第七十四条の規定があるわけでありますが、これで從來と違います点は二つあります。一つは從來の漁業監督吏員は臨検、検査というような一般的な行政権限のほかに、司法権限、——捜査いたしましたりあるいは証拠調べをいたしましたりする司法権限を当然に持つていただけであります。しかし今度は警察官の制限等の点もありますし、人権保護の点から申しまして、監督吏員全部に、行政権限はよいとしても、捜査、証拠調べ、押収というような司法権限を当然に認めるわけに行かないというので、監督吏員を二つにわけまして、行政権限だけ——これは臨検であります、そういう行政権限だけの権限を持つ監督官または監督吏員と、そのほかにさらに司法権限まで持つ監督官または監督吏員と二つにわけたわけであります。そうして司法権限まで持たせる監督官または監督吏員の任免は、大臣または知事だけできめるのではなくて、その地の検察廳の地方検事正と協議してきめるといふふうにいたしたわけであります。これが第一の相違点で

四

あります。

の手続は、間接國稅反則者処分法、現在名前をかえまして國稅反則取締法と呼んでおりますが、國稅反則取締法の規定によりまして、普通の刑事訴訟法の手続とは違つていたわけであります。が、これも人權保護の思想から言つておもしろくないというので、新しい刑事訴訟法の規定に従うようにいたしましたわけであります。この二つの点が從來の漁業監督員と違つております。

あります。
次に從来は司法権限を行います場合の手続は、間接國稅反則者処分法、現在名前をかえまして國稅反則取締法と呼んでおりますが、國稅反則取締法の規定によりまして、普通の刑事訴訟法の手続とは違つていたわけであります。が、これも人權保護の思想から言つておもしろくないというので、新しい刑事訴訟法の規定に従うようにいたしました。わけであります。この二つの点が從來の漁業監督更員と違つております。

のについては 5% 強くらいの負担になります。
り、共同漁業権で二・七、八% くらいの負担になる。そういう実体的な金額になるわけであります。なおこれは補償にも関連いたしますので、後の補償の規定と合せまして久宗經濟課長からの御説明いたすことにしておきます。

、次に第六章の漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会の御説明をいたします。これはちよつとこまかいことでありますが、中央漁業調整審議会を審議会と呼んで委員会と呼ばなかつたの

が、それを第六章で規定いたしております。漁業調整委員会は海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会の二つになるわけであります。このほか実態的には中央漁業調整審議会も含めまして、まず海区ごとに海区漁業調整委員会が置かれ、数海区と合せて連合海区漁業調整委員会が置かれ、全國に中央漁業調整審議会が置かれる仕組みになつております。

まず海区漁業調整委員会について御説明いたします。海区漁業調整委員会になつております。

ております。また委員のうち七名は民の中から選舉したものでありますて、残りの三名は知事が選任し、そうち二人は学識経験者の中から任し、一人は公益代表者の中から選任となると存つております。この公益代表申しますのは、ちよつておわかりに、いかと思ひますが、これは漁業内部とらわれないで、他の産業との関係を見まして、廣い視野に立つて他の産との調整をはかるという立場のものあります。二十九名が委員であります。

漁業を命の表現ですと、九十日以上で組合員の資格として三十日から九十日までと規定して、相当漁業で飯を食つておるというとの表現といたしておるわけであります。その一年に九十日以上漁船を使用する漁業を當むもの、あるいは漁船を使う漁業に從事しておるものが選舉権があるのだといったしております。但し一年に九十日以上漁船を使う事業を經營するか、あるいはそれに從事するということは全國一

次に第五章の説明に入ります。第五章は免許料及び許可料に関する規定であります。從來は漁業権の免許を受

あります。
次に從來は司法権限を行います場合の手続は、間接國稅反則者処分法、現在名前をかえまして國稅反則取締法と呼んでおりますが、國稅反則取締法の規定によりまして、普通の刑事訴訟法の手続とは違つてゐるわけであります。が、これも人權保護の思想から言つておもしろくないというので、新しい刑事訴訟法の規定に従つようによいたしたわけであります。この二つの点が從来の漁業監督員と違つております。
次に第五章の説明に入ります。第五章は免許料及び許可料に関する規定であります。從来は漁業権の免許を受ける手續は、間接國稅反則者処分法、現在名前をかえまして國稅反則取締法と呼んでおりますが、國稅反則取締法の規定によりまして、普通の刑事訴訟法の規定と合せまして久宗經濟課長から償にも関連いたしますので、後の補償の規定と合せまして久宗經濟課長から御説明いたすことになります。
、次に第六章の漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会の御説明をいたします。これはちよつとこまかいことですが、中央漁業調整審議会を審議会と呼んで委員会と呼ばなかつたのは、これは内容から申しますと、中央漁業調整審議会も漁業調整委員会の一部門であるわけでありますが、ただそ

が、それを第六章で規定いたしており
ます。漁業調整委員会は海区漁業調整
委員会及び連合海区漁業調整委員会の
二つになるわけであります。このほか
実態的には中央漁業調整審議会も含め
まして、まず海区ごとに海区漁業調整
委員会が置かれ、数海区と合せて連合
海区漁業調整委員会が置かれ、全國に
中央漁業調整審議会が置かれる仕組み
になつております。

ております。また委員のうち七名は漁民の中から選舉したものであります。残りの三名は知事が選任し、そのうち二人は学識経験者の中から任命し、一人は公益代表者の中から選任するとなつております。この公益代表と申しますのは、ちよつておわかりにくいかと思いますが、これは漁業内部にどうわれないで、他の産業との関係を見まして、廣い視野に立つて他の産業との調整をはかるという立場のものであります。この十名が委員であります。このほかに必要に應じて専門委員を置くことができるわけであります。この専門委員につきましては、専門家をもつておりません。また委員いたしましたために一年に九十日以上——九十日というのは協同組合法で組合員の資格として三十日から九〇日までと規定して、相當漁業で飯を食つておるということの表現といたしておるわけであります。その一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営むもの、あるいは漁船を使う漁業に從事しているものが選舉権があるのだといったておる。但し一年に九十日以上漁船を使う事業を經營するか、あるいはそれに從事するということは全國一般の基準でありまして、具体的に地方によりましてこの基準をかえることを認めております。それは第一項で、知事

け、あるいは許可を受けました場合には単に許可の手数料、これはほんの紙代、事務費であります。そういうものだけを拂つて、実体的の負担はしなかつたのであります、免許料または許の権限が一般的の諸間に答申するといふような権限でありますし、具体的に免許をする、あるいは指示をするというような、具体的権限を持つておるのではないか。しかもこれは中央における

が、それを第六章で規定いたしております。漁業調整委員会は海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会の二つになるわけであります。このほか実態的には中央漁業調整審議会も含めまして、まず海区ごとに海区漁業調整委員会が置かれ、数海区と合せて連合海区漁業調整委員会が置かれ、全國に中央漁業調整審議会が置かれる仕組みになつております。

まず海区漁業調整委員会について御説明いたします。海区漁業調整委員会は海区ごとに置かれるわけであります。が、この海区というのは大体漁業状態の似通つたところをとりまして、一つの縣を三つないし四つの区域にわけ、その海区内の漁業全体を管理する全権限を有するものとしてこの海区委員会があるのです。

ております。また委員のうち七名は漁民の中から選舉したものであります。うち三人は知事が選任し、そのうち二人は学識経験者の中から任命し、一人は公益代表者の中から選任するとなつております。この公益代表と申しますのは、ちよつておわかりにくいかと思いますが、これは漁業内部にどうわれないで、他の産業との関係を見まして、廣い視野に立つて他の産業との調整をはかるという立場のものであります。この十名が委員であります。このほかに必要に應じて専門委員を置くことができるわけであります。この専門委員は、名前は委員とつけてあります。が、正式の委員ではなく議決権はもぢらんございませんで、單に意見の答申機関であります。委員は十名で海区全体の漁場を掌握しているといふことはないよ、つぐ、(長谷川三)事に表現いたしますために一年に九十日以上——九十日というのは協同組合法で組合員の資格として三十日から九〇日までと規定して、相當漁業で飯を食つておるということの表現といたしておるわけであります。その一年に九十日以上漁船を使う漁業を営むもの、あるいは漁船を使う漁業に從事しておるもののが選舉権があるのだといったとしております。但し一年に九十日以上漁船を使う事業を經營するか、あるいはそれに從事するということは全國一般の基準であります。具体的に地方によりましてごの基準をかえることを認めております。それは第一項で、知事が海区の特殊な事情によつて、特定の漁業について、選舉権のある漁業者の範囲を廣げたり縮めたりすることができると規定しているわけであります。これにより、たとえば漁船を使わない

可料といふものは徵收していなかつた
わけであります。新制度では免許料、許
可料といふものをとる。これが新制度
の一つの中心点になつておるわけであ
ります。これにはいろいろの経緯があ
るものでありますので、水産廳設置法と
も関連して、もし委員会にするならば
外局になるといふような関係もあります
して、中央漁業調整審議会といふ名称
にいたしましたわけであります。内容内こ

が、それを第六章で規定いたしております。漁業調整委員会は海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会の二つになるわけであります。このほか実態的には中央漁業調整審議会も含めて、まず海区ごとに海区漁業調整委員会が置かれ、数海区と合せて連合海区漁業調整委員会が置かれ、全國に中央漁業調整審議会が置かれる仕組みになつております。

まず海区漁業調整委員会について御説明いたします。海区漁業調整委員会は海区ごとに置かれるわけでありますが、この海区というのは大体漁業状態の似通つたところをとりまして、一つの縣を三つないし四つの区域にわけ、その海区内の漁業全体を管理する全権限を有するものとしてこの海区委員会があるのです。

なおこの海区の置かれますのは通常海でありますが、海のほかにも主務大臣の指定する内水面、これは名称を申し上げますと、一應今指定しようと考えておりますのは琵琶湖、霞浦北浦、八部潟、兵呂湖、それから北毎島の農

ております。また委員のうち七名は漁民の中から選舉したものでありますし、残りの三名は知事が選任し、そのうち二人は学識経験者の中から任命し、一人は公益代表者の中から選任するとなつております。この公益代表と申しますのは、ちよつておわかりにくいかと思ひますが、これは漁業内部にどうわれないで、他の産業との関係を見まして、廣い視野に立つて他の産業との調整をはかるという立場のものであります。この十名が委員であります。このほかに必要に應じて専門委員を置くことができるわけであります。この専門委員は、名前は委員とつけてあります。が、正式の委員ではなく議決権はもぢらんございませんで、單に意見の答申機関であります。委員は十名で海区全体の漁場を掌握しているといふわけには行かないで、實際上は専門の事項については専門委員会の意見を聞く、この専門委員会の運営によつて海区委員会の決定がうまく行くようになるといふ意味で、専門委員といふことを表現いたしましたために一年に九十日以上——九十日というものは協同組合法で組合員の資格として三十日から九十九日までと規定して、相當漁業で飯を食つておるということの表現といたしておるわけであります。その一年に九十日の、あるいは漁船を使う漁業を從事しておるもののが選舉権があるのだといったております。但し一年に九十日以上の漁船を使う事業を經營するか、あるいはそれに從事するといふことは全國一般の基準であります。但し一年に九十日以上漁船を使う漁業を經營するか、あるいはそれに從事するといふことは全國一般の基準であります。但し一年に九十日以上漁船を使う漁業を經營するか、あるいはそれに從事するといふことは全國一般の基準であります。認めております。それは第一項で、知事が海区の特殊な事情によつて、特定の漁業について、選舉権のある漁業者の範囲を廣げたり縮めたりすることができると規定してあるわけであります。これにより、たとえば漁船を使わない漁業であつても漁師と認められるといふわけで選舉権を認める。逆に、場合によつては一年に百日いか釣りをやつても、いか釣りをやつている者は下駄屋さんとか学校の先生というふうに、日

たわけですが、結局最後に落
つきましたのは、免許料または許可料
といふものと/or、そしてそれを漁業
権の補償と委員会経費、その他行政費
にあてるということになつております
はこれも漁業調整委員会の一環、そう
御了解願います。この漁業調整委員会
の権限及び機能につきましては第二章
の漁業権及び入漁権、第四章の漁業調

が、それを第六章で規定いたしております。漁業調整委員会は海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会の二つになるわけあります。このほか実態的には中央漁業調整審議会も含めて、まず海区ごとに海区漁業調整委員会が置かれ、数海区と合せて連合海区漁業調整委員会が置かれ、全國に中央漁業調整審議会が置かれる仕組みになつております。

まず海区漁業調整委員会について御説明いたします。海区漁業調整委員会は海区ごとに置かれるわけであります。が、この海区というのは大体漁業状態の似通つたところをとりまして、一つの縣を三つないし四つの区域にわけ、その海区内の漁業全体を管理する全権限を有するものとしてこの海区委員会があるのです。

なおこの海区の置かれますのは通常海であります。が、海のほかにも主務大臣の指定する内水面、これは名称を申し上げますと、一應今指定しようと考えておりますのは、琵琶湖、霞浦北浦、八郎潟、浜名湖、それから北海道の猿瀬湖、厚岸湖、風蓮湖、それから山陰地方の宍道湖、中海、新潟縣佐渡の加茂湖の十箇所を予想いたしております。この十箇所の湖沼は内水面ではありますけれども、実際から申しまして毎と

ております。また委員のうち七名は漁民の中から選舉したものでありますし、残りの三名は知事が選任し、そのうち二人は学識経験者の中から任命し、一人は公益代表者の中から選任するとなつております。この公益代表と申しますのは、ちよつておわかりにくいかと思いますが、これは漁業内部にどられないで、他の産業との関係を見まして、廣い視野に立つて他の産業との調整をはかるという立場のものであります。この十名が委員であります。このほかに必要に應じて専門委員を置くことができるわけであります。この専門委員は、名前は委員とつけてあります。が、正式の委員ではなく議決権はもちろんございませんで、單に意見の答申機関であります。委員は十名で海区全体の漁場を掌握しているというわけには行かないで、實際上は専門の事項については専門委員会の意見を聞く、この専門委員会の運當によつて海区委員会の決定がうまく行くようになります。この専門委員といふのは非常な重要性があるわけであります。この専門委員は学識経験の中から選事が選任することにいたしておりまます。このほかに委員会には書記、市町村の補助員、部落補助員というものを置いて、そこで、これがミー

に表現いたしますために一年に九十日以上——九十日というのは協同組合法で組合員の資格として三十日から九〇日までと規定して、相當漁業で飯を食つておるといふことの表現といたしておるわけであります。その一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営むもの、あるいは漁船を使う漁業に從事しておるもののが選舉権があるのだといったております。但し一年に九十日以上の漁船を使う事業を經營するか、あるいはそれに從事するということは全國一般の基準でありまして、具体的に地方によりましてごの基準をかけることを認めております。それは第一項で、知事が海区の特殊な事情によって、特定の漁業について、選舉権のある漁業者の範囲を廣げたり縮めたりすることができると規定しているわけであります。これにより、たとえば漁船を使わない漁業であつても漁師と認められるといふわけで選舉権を認める。逆に、場合によつては一年に百日いか釣りをやつても、いか釣りをやつている者は下駄屋さんとか学校の先生というように、日本は多くとも漁民とは認められないような場合には、九十日というのを百二十日に上げるということも考へてゐるわけであります。実際問題としてこの選舉権があるかどうかの判断、これは

が、それを第六章で規定いたしておりま
す。漁業調整委員会は海区漁業調整
委員会及び連合海区漁業調整委員会の
二つになるわけであります。このほか
実態的には中央漁業調整審議会も含め
まして、まず海区ごとに海区漁業調整
委員会が置かれ、数海区と合せて連合
海区漁業調整委員会が置かれ、全國に
中央漁業調整審議会が置かれる仕組み
になつております。

まず海区漁業調整委員会について御
説明いたします。海区漁業調整委員会
は海区ごとに置かれるわけであります
が、この海区というのは大体漁業状態
の似通つたところをとりまして、一つ
の縣を三つないし四つの区域にわけ、
その海区内の漁業全體を管理する全權
限を有するものとしてこの海区委員会
があるのであります。

なおこの海区の置かれますのは通常
海であります。海のほかにも主務大
臣の指定する内水面、これは名称を申
し上げますと、一應今指定しようと思
えておりますのは琵琶湖、霞浦北浦、
八郎潟、浜名湖、それから北海道の猿
瀬湖、厚岸湖、風蓮湖、それから山陰
地方の宍道湖、中海、新潟縣佐渡の加茂
湖の十箇所を予想いたしております。
この十箇所の湖沼は内水面ではあります
すけれども、実態から申しまして海と
同様であるというので、海の扱いにい
たして海区漁業調整委員会を置き、そ
の他の規定もとの内水面漁業の規定
を適用しないで、海の規定を適用する

ております。また委員のうち七名は漁民の中から選舉したものでありますし、残りの三名は知事が選任し、そのうち二人は学識経験者の中から任命し、一人は公益代表者の中から選任するとなつております。この公益代表と申しますのは、ちよつておわかりにくいかと思いますが、これは漁業内部にいわゆる、他の産業との関係を見まして、廣い視野に立つて他の産業との調整をはかるという立場のものであります。この十名が委員であります。この専門委員は、名前は委員とつけてあります。このほかに必要に應じて専門委員を置くことができるわけであります。専門委員は、名前が委員であります。この十名は、海区全体の漁場を掌握しているといふわけには行かないで、實際上は専門の事項については専門委員会の意見を聞く、この専門委員会の運営によつて海区委員会の決定がうまく行くようになるという意味で、専門委員というのは非常な重要性があるわけあります。この専門委員は学識経験の中から知事が選任することにいたしております。このほかに委員会には書記、市町村の補助員、部落補助員等のものを置くようにいたしております。

次に、今申し上げました漁民の中から選舉いたします漁民委員について、その選舉権及び被選舉権はどうかといふ点は、第八十六條に規定してあります。これは既に委員会には書記、市町村の補助員、部落補助員等のものを置くようにいたしております。

以上——九十日というものは協同組合法で組合員の資格として三十日から九十九日までと規定して、相當漁業で飯を食つておるということの表現といたしておるわけであります。その一年に九十日以上漁船を使用する漁業を當るもの、あるいは漁船を使う漁業に從事しておるもののが選舉権があるのだといつております。但し一年に九十日以上漁船を使う事業を經營するか、あるいはそれに從事するということは全國一般の基準であります。具体的に地方によりましてごの基準をかえることを認めております。それは第二項で、知事が海区の特殊な事情によつて、特定の漁業について、選舉権のある漁業者の範囲を廣げたり縮めたりすることができると規定しているわけであります。これにより、たとえば漁船を使わない漁業であつても漁師と認められるといふわけで選舉権を認める。逆に、場合によつては一年に百日いか釣りをやつても、いか釣りをやつている者は下駄屋さんとか学校の先生などとよばれて、十日に上げるということも考へてゐるわけであります。実際問題としてこの選舉権があるかどうかの判断、これは數が多くとも漁民とは認められないような場合には、九十日というのを百二十日に上げるということも考へてゐるわけであります。沖に出ます場合に一々記録をとつていてるわけでもありませんし、さらに九十日というのは、現実に

るためには机上の計算を申し上げてみます。免許料、許可料の全部を平均して、水揚高の三・七%くらいの負担になる。それが定置漁業、区域漁業というような漁場を特定いたします。たしまして、上をかどいうことによると、いかが非常に多いわけであります。従つてこの委員会の構成がどんなものになるか、委員にはどんな人がなるかということが重大なことになるわけであります。

が、それを第六章で規定いたしております。漁業調整委員会は海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会の二つになるわけであります。このほか実態的には中央漁業調整審議会も含めまして、まず海区ごとに海区漁業調整委員会が置かれ、数海区と合せて連合海区漁業調整委員会が置かれ、全國に中央漁業調整審議会も含めまして、まず海区ごとに海区漁業調整委員会が置かれる仕組みになつております。

まず海区漁業調整委員会について御説明いたします。海区漁業調整委員会は海区ごとに置かれるわけであります。が、この海区というのは大体漁業状態の似通つたところをとりまして、一つの縣を三つないし四つの区域にわけ、その海区内の漁業全体を管理する全権限を有するものとしてこの海区委員会があるのです。

なおこの海区の置かれますのは通常海であります。が、海のほかにも主務大臣の指定する内水面、これは名称を申上げますと、一應今指定しようと考えておりますのは、琵琶湖、霞浦北浦、八郎潟、浜名湖、それから北海道の猿溜湖、厚岸湖、風蓮湖、それから山陰地方の宍道湖、中海、新潟県佐渡の加茂湖の十箇所を予想いたしております。この十箇所の湖沼は内水面ではありますけれども、実態から申しまして海と同様であるというので、海の扱いにいたして海区漁業調整委員会を置き、その他の規定もあとの内水面漁業の規定を適用しないで、海の規定を適用することにしております。

次は第八十五條の委員会の構成であります。委員会は委員十人をもつて組織し、その十人のうち一人を会長とし、会長は委員の互選できることになつ

ております。また委員のうち七名は漁民の中から選舉したものでありますし、残りの三名は知事が選任し、そのうち二人は学識経験者の中から任命し、一人は公益代表者の中から選任するとなつております。この公益代表と申しますのは、ちよつておわかりにくいかと思いますが、これは漁業内部にどらわれないで、他の産業との関係を見まして、廣い視野に立つて他の産業との調整をはかるという立場のものであります。この十名が委員であります。が、このほかに必要に應じて専門委員を置くことができるわけであります。この専門委員は、名前は委員とつけてあります。が、正式の委員ではなく議決権はもちろんございませんで、單に意見の答申機関であります。委員は十名で海区全体の漁場を掌握しているといふわけには行かないで、實際上は専門の事項については専門委員会の意見を聞く、この専門委員会の運営によつて海区委員会の決定がうまく行くようになるという意味で、専門委員といふのは非常な重要性があるわけであります。この専門委員は学識経験の中から知事が選任することにいたしております。このほかに委員会には書記、市町村の補助員、部落補助員といふものを置くようになつております。

次に、今申し上げました漁民の中から選舉いたします漁民委員について、その選舉権及び被選舉権はどうかといふ点は、第八十六條に規定してあります。これは内容的に要約して申し上げますと、海区に沿う市町村に住所または事業場を有していて、相当程度漁業で飯を食つておる者が選舉権、被選舉権があるのであります。これを法律的

に表現いたしますために一年に九十日以上——九十日というものは協同組合法で組合員の資格として三十日から九月までと規定して、相當漁業で飯を食つておるということの表現といたしておるわけであります。その一年に九十日以上あるいは漁船を使う漁業を営むもの、あるいは漁船を使う漁業に從事しておるものが選舉権があるのだといったてあります。但し一年に九十日以上漁船を使う事業を經營するか、あるいはそれに從事するといふことは全國一般の基準であります。具体的に地方によりましてごの基準をかえることを認めております。それは第一項で、知事が海区の特殊な事情によって、特定の漁業について、選舉権のある漁業者の範囲を廣げたり縮めたりすることができると規定しているわけであります。これにより、たとえば漁船を使わない漁業であつても漁師と認められるといふわけを選舉権を認める。逆に場合によつては一年に百日いか釣りをやつても、いか釣りをやつている者は下駄屋さんとか学校の先生といふように、日数は多くとも漁民とは認められないような場合には、九十日というのを百二十日に上げるということも考へてゐるわけであります。實際問題としてこの選舉権があるかどうかの判断、これはりくつから申すと非常にむずかしいわけであります。沖に出ます場合に一々記録をとつているわけでもありませんし、さらに九十日というの、現実に含んでいるわけで、それまで含んで判定することは非常に困難なことと思ひますが、事實上はその土地の社会通念でまづきまつてくる。そういうふうに

その土地の社会通念というものに期待いたしているわけあります。この選挙権の有無の判定、これは市町村の選挙管理委員会がするわけであります。が、それは漁業のことを知っているわけではありませんので、実際的には同組合とかそういうものから選挙権の有無を判定する委員会のようなものをつくらなければならぬだらうと考えております。

第三項で「海区漁業調整委員会の委員云々」と規定しておりますのは、これは念のための注意規定で海区委員会の委員あるいは協同組合の役員といふものは、その委員会の仕事あるいは組合の仕事に専念いたしますと自分の商賣ができなくなる。しかし自分の商賣ができなくなつたからといって、その者は通念上は当然漁民と認められるものでありますから、現実には一年に九十日といつたよな、選挙権の資格を満たさないことがかりに起つても、その者は選挙権を有することとする、こ

ういう注意規定であります。

第八十七條から第九十四條まで選挙に関する規定をしておるわけあります。この規定は大体において縣會議員の選挙と同じやり方と御了解願いたいと思います。従つて條文では大体九十四條で、地方自治法の規定を非常によく見て読みにくい規定、それからこの規定は漁民に直接知らせる必要があるから準用しないで書いておきたいとあります。選挙の規定だけは大体書き上げた、こういうふうな構成になつております。選挙の規定は非常にうる

そなざいますし、實際これをやるの選挙管理委員会がやるので、専門的知識は必要ではございませんから、この選挙事務の管理は第八十八條で縣の選挙管理委員会が扱う、委員会の名簿の作成という仕事は市町村の選挙管理委員会がやる、こうなつております。

選挙事務の管理は第八十八條で縣の選挙管理委員会がやる、こうなつておりますが、実体的に違う点は、大きな点では補欠選挙というものをほとんどいたしません。途中で委員が欠けました場合、繰上げ当選で行つて、補欠選挙というのになるべくやらないといふ建前をとつております。この点が違つております。

第九十五条は委員の兼職の禁止に関する規定であります。委員は都道府縣の議員とは兼ねられないといふ規定で、これは立法と行政とを兼ねないといふ三権分立の思想から來るものであります。海区の漁業調整委員会の委員の仕事は、大体縣の行政事務であります。従つて縣の立法に関與する縣會議員とは兼ねさせない、こういう規定であります。第九十六条は委員の辭職の制限、委員は正当な事由がなければ辭職できない。これは訓示規定であります。効力規定ではありません。

第九十七条は被選挙権を失つたら職を失うという規定、第九十八条は委員の任期に関する規定であります。任期は二年といつてあります。従つて第一回目の委員は漁業整備が終つて漁業権の再割当が行われるまでやることになるわけであります。

第九十九條はリコールに関する規定で、これは縣會議員のリコールの場合と同じにいたしております。

このリコールは漁民が選挙した委員に対して発動されるわけであります。が、このほか知事の選任いたしました委員については知事が解任できるといふ規定が第二百條であります。第二百一條から第二百三條までは委員会の会議に関する規定であります。第二百四條は解散命令に関する規定、こうなつております。

以上が海区漁業調整委員会の構成に関する規定であります。第二百五條は、いかなる場合に連合海区漁業調整委員会を設置できるかといふ規定で、これを結論から要約して申しますと、いかなる目的のためでも、自由自在にいつでもつくれる、何に関してもつくれるわけであります。たとえば東京湾のあぐりの調整をいたしましたために、東京、神奈川、千葉の三縣で東京湾いわしあぐり網の連合海区漁業調整委員会をつくる、必要がなくなりたつら解散する、必要があればその都度随時つくつて行く、こういうことで固定的なものではありません。一應大度隨時つくつて行くところを選びまして海区といふものをつくり、その海区の漁場状態の似通つたところを選びます。

この連合委員会の委員は、その傘下の各海区漁業調整委員会の委員の中から同数を選んで充てるわけであります。そしてその委員の定数は、知事がつくります場合には知事がきめる海

つた判定をしがちでありますので、そういう場合には連合海区調査委員会を運用して、海区と海区にまたがる問題を解決をとつて行こう、こう考えております。従つて東京湾でありますところをとつておきます。連合海区漁業調整委員会の運用が最も期待されるわけであります。

この連合委員会をつくります場合には、知事がつくります場合と、海区委員会が自発的につくります場合と両方ござります。連合委員会の委員は以下の各海区委員会から選ばれた委員で充てるとあります。なお申し述べますが、この海区委員会は北海道では市町村を海区といふようにいたしております。連合委員会の委員は以下各海区委員会から選ばれた委員で充てるとあります。なお申し述べますが、このほか必要があると認めた場合は、その半数以下の人数に限つて学識経験委員を知事が選ぶことができます。その他は海区漁業調整委員会の場合と同様であります。それから連合海区漁業調整委員会は、隨時必要に応じて設けるわけですが、瀬戸内海に限りましては、瀬戸内海の対縣關係の複雑な入会關係が、瀬戸内海の対縣關係と同様であります。それから発動して、連合委員会をつくつて運用して行こう、そう考えておりましたとして、あらかじめ先ほどの灣の運用して行こう、そう考えておりました。

いた場合には、知事同士が話し合いをする、話し合いがつかなかつた場合には大臣が決定をするというふうにいたしておきました。あらかじめ先ほどの灣の運用して行こう、そう考えておりました。この連合委員会の委員は、その傘下の各海区漁業調整委員会の委員の中から同数を選んで充てるわけであります。そしてその委員の定数は、知事がつくります場合には知事がきめる海区委員会が自発的につくります場合に、それを海区に限つて海区だけで解決することはとうてい不可能であります。しかも各府縣につて海区だけで解決することはとうてい不可能であります。しかかも各府縣を処理いたしますために、恒久的に瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を設置する、瀬戸内海はきわめて入会關係が複雑でありますので、それを海区に限つて海区だけで解決することはとうてい不可能であります。したがるところが非常に多いので、府縣がぎりでは解決できないというわけになります。そしてその委員の定数は、知事がつくります場合には知事がきめる海区委員会が自発的につくります場合に、それを海区に限つて瀬戸内海漁業調整事務局を置設置法の一部改正によりまして、瀬戸内海漁業調整事務局を置くことになりますが、役所としては瀬戸内海に限つて瀬戸内海漁業調整事務局を置き、それとあわせて委員会としては恒久的な瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を設置するということになつております。この瀬戸内海の海区の区域は、

現在の瀬戸内海漁業取締規則の区域をそのままとつております。瀬戸内海ではこの漁業調整事務局と瀬戸内海連合がるもの、たとえばあぐりとか、うたせというような各府県にわたつて操業するものの調整、それからたとえば岡山縣と香川縣の入会關係というふうな調整、こういつたものは事務局及び瀬戸内海連合委員会が自發的にイニシアチーブをとつて調整をとつて行くといふうに考えております。

次に中央漁業調整審議会であります。が、これは大体漁業法の施行に関する重要な事項の諮問機関でありまして、たとえば免許方針をきめる、具体的に免許いたしましたのは縣知事が海区漁業調整委員会の意見を聞いてきめるわけであります。審議会の会長は農林大臣をもつて充て、そのほかに十五名で組織されます。その十五名のうち十名は漁業者及び漁業從事者の代表、他の五名が学識経験者といふようにしておりまして、農林大臣の申出にておりまして、農林大臣の申出によつて内閣総理大臣が任命するといふくなつておられます。その他のことは海区漁業調整委員会と同様であります。

第一百十五條は、選舉は選舉管理委員会が担当いたしますので、その選舉管委員会の監督に関する規定、第一百六條は漁業調整委員会は新しい漁業調査をするというふうな権限を規定いたしております。

整の立役者といつた重大な役割を演じますために、その役割を演ずるに必要な権限——報告をとるとか、あるいは検査をするというふうな権限を規定いたしております。

第一百七條は漁業調整委員会に対する行政廳の監督の規定であります。第一百八條は漁業調整委員会の費用に関する規定であります。これは免許料と関連いたしますので、あとで久宗課長より御説明いたします。以上で漁業調整委員会の構成に関する規定の説明を終ります。

次は第七章の土地及び土地の定着物の使用に関する規定であります。このうち第百二十條から第百二十三條までは現行法と同じでありますから省略いたします。新らしい規定は第百二十四條、第百二十五條、第百二十六條、この三箇條であります。この趣旨は漁業經營をいたします場合に、單に水面の利用關係を調整するだけではなくして、陸上の土地あるいは建物、そういうふうな全体的な基準といふものをこの中央審議会にかけてきめて行こう、こう考えております。審議会の会長は農林大臣をもつて充て、そのほかに十五名のうち十名が漁業者及び漁業從事者の代表、他の五名が学識経験者といふようにしておりまして、農林大臣の申出によつて内閣総理大臣が任命するといふくなつておられます。その他のことは海区漁業調整委員会と同様であります。

第一百十五條は、選舉は選舉管理委員会が担当いたしますので、その選舉管委員会の監督に関する規定、第一百六條は漁業調整委員会は新しい漁業調査をするというふうな権限を規定いたしております。

は、漁業經營というものが脅かされるわけであります。そして不当な搾取を受けているという関係もありますので、漁業經營上の必要不可欠の代替性のない土地とかあるいは建物といつたものを受けたわけではありません。

土地とかあるいは建物といつたものを受けたわけではありません。

第百二十四條はいかなる場合に使用権を設定できるかという場合を規定いたしました。

第百二十五條が使用権を設定いたしました裁判に関する規定、これを規定いたしております。

第百二十六條は、内容は百二十四條と同じであります。百二十四條が新しく使用権を設定する場合の規定であるに對して、百二十六條は現在すでに同じであります。百二十四條が新しく使用権を設定され、ところがその設定されたる使用権の内容が不当である。たとえば賃貸料が不當に高い、そういう場合には、その専用漁業権によつて河川の管理をし、場合によつては多少の増殖も経営をいたします場合に、單に水面の利用關係を調整するだけではなくして、陸上の土地あるいは建物、そういうふうな全体的な基準といふものをこの中央審議会にかけてきめて行こう、こう考えております。審議会の会長は農林大臣をもつて充て、そのほかに十五名のうち十名が漁業者及び漁業從事者の代表、他の五名が学識経験者といふようにしておりまして、農林大臣の申出によつて内閣総理大臣が任命するといふくなつておられます。その他のことは海区漁業調整委員会と同様であります。

次に第八章の内水面漁業に関する規定の御説明であります。今まで御説明いたしましたのは海に関する規定であります。従来は内水面漁業に関して協同組合が適用を受けて、同じに扱われたところです。内水面漁業は成立しない。その点は海とは違う点を持つております。その最根本的の点は、内水面では増殖が基本である。増殖をしなかつたなら來るわけであります。いくら放しても放したものが人にとられるのでは、増殖しても増殖のしがいがない。従つて増殖の意欲が阻害される。なお従来は増殖について國から補助金が多少支出おつたわけですが、今後は國家財政の点からして、補助金といふものがありますが、それだけでなくて、内水面では積極的に増殖をかかる施設を講

じなければならぬわけであります。そのため海と違う新しい規定を別に設けた、こういう趣旨であります。

そこで内水面では増殖ということが基本でありますため、まず免許いたしました。そこで内水面では増殖といつた場合には、内水面で魚つりをする場合には、すべて料金をとるというのではなくて、増殖のために料金をとるわければならないと規定いたしております。これは内水面で魚つりをする場合に、すべて料金をとるというのではなくて、増殖のために料金をとるわけありますから、増殖をしないで、自然にふえる魚については原則としてとらえます。そこで漁種、漁

外の地区でやりまするその他の北洋のトロール、こういうものが將来できました場合にこれを指定遠洋漁業のわくからはずす。それから以東の底びきも指定遠洋漁業ではない。それからつゝお、まぐろ漁業の中で百トン未満のものは指定遠洋漁業にはしないとしております。指定遠洋漁業というものは許可の定数というものを法律上はつきりきめまして、しかも船が賣買されたならば、許可も当然ついて行く、そのほか期間が満了した場合に当然許可をするというように、許可の承継を法律上当然認めているというような特殊な許可をいたしておりますために、少し農林大臣許可の漁業と範囲を違えたわけであります。なおこまかいことでありますが、以西機船底びき網漁業というのは現在の以西の底びきとは少し範囲が違いまして、五十トン未満の機船底びきは今考えております以西の整理と関連してこの中から省いております。

きまして資源量よりは多いと思われます。しかしもこれからも底びきをやらなければならぬ人間の数が多いというような社会経済的條件と申しますか、そういうことをともに勘案いたしまして総合的に数をきめるわけであります。

第五十四條と第五十五條は起業の認可に関する規定で、現在各取締規則に記めてあります内容とほとんど同じであります。

第五十六條は許可または起業認可をしない場合の規定でありますて、昨日御説明いたしました第十三條の漁業の免許しない場合、あの漁業権の場合と同じ思想であります。まず第一は適格性がない場合、第二が許可の不当な集中に至るおそれがある場合、第三が漁業調整その他の公益上必要がある場合、この三つであります。このうち許可の不当な集中と申しますのは、指定遠洋漁業の場合には具体的にいろいろ考えられるわけでありますて、これも經營の合理化とからむ問題で、何が不当かという判断はむずかしい点でございますが、漁業権の場合よりもこの二号に当る場合として検討しなければならない事例が多いのではないかと予想いたしております。適格性がない場合には許可はいたさないわけであります、その適格性といたしましては、漁業法の第十四條の場合の漁業権の適格性と同じような内容であります。違いまする点は、漁業権の場合の第三号の三分の二の投票があつて、漁村の民主化を阻害すると認めたならば、適格性がないとするあの規定はこちらは置いておりません。指定遠洋漁業と申しますのは、ある程度近代化された資本的な漁

業であつて、若干沿岸漁業とは性質が違うというような点も考えて多少表現をかえたという点もあるわけあります。まあ主として表現の問題であります。すが……。

それから第五十七條の三号、四号、これが漁業権の適格性にないわけあります。これらの漁業はある程度資本漁業として確立しまして、まず船舶が重大要件である。従つて、その船舶が大臣のきめる要件を満たしていない場合には、適格性なしとして許可をしないといふことが一つ。それからある程度、底びきなら底びきをやるにはどのくらい資本がいるかということがきまつて來るので、そういうような資本を持つていい場合、この場合も適格性がないわけであります。もちろん資本と申しますものは現金である必要はない。だから金を借りるというあてがある場合でもよろしいし、それからその者の信用力でもかまわないわけであります。その他の点は漁業権の適格性と同じであります。

次に、この指定遠洋漁業の許可の仕方であります。第五十八條と第五十九條に規定してあります。第五十八條は新しく許可する場合の許可の仕方であります。これは現在の指定遠洋漁業の現情では、新許可ということはちよつと考えられないわけであります。もしも定数の変更があつて新許可します場合にはくじできめる、こういうわけであります。現在ではだれに許可すべきか、その判断は行政廳が責任をもつて、まあ判断いたしているわけであります。新法ではそういう行政廳の判断にはよらせないで、適格性さえあればあとは当然に許可をする。もしも、

その許可を受けたいという数が定数をオーバーした場合には、くじ引きできません。こういうふうに割り切つてしまつたわけあります。そのくじの仕方が四項、五項に書いてあるわけあります。ですが、そのくじをします場合に、たとえば希望者が十人あつたという場合には必ずしも延べでやる必要はなく、ある程度グループでわけてやつてよろしい。そのグループのわけ方は第五項でこういうふうな基準を考え合してグループをきめようといふように規定したわけであります。ちよつと誤解があるかと思いますが、第五項で「前項の組に分け、及びこれに割り当てるべき許可又は起業の認可の数を定めるには、左に掲げる事項を勘案しなければならない。」とあります。この場合、各号を組み合せて組をきめるわけではありません。たとえば一号から三号までのグループ、四号から七号までのグループ、こういふのでなくして、一号から七号までの事項を総合的に判断して、グループをきめるというグループのきめ方の一應の基準、こういう意味であります。なお、これは大型捕鯨業には適用できないということになつております。これは大型捕鯨業は現在三社でありますし、それに許可の定数も二十五艘というものでありますて、特に経営形態が非常にものを言うのでありますて、それをくじ引きということは妥当でないという点にかんがみます。

と許可が続いて行く、いわゆる許可の更新といったようなものであります。そういう許可の更新と許可の承継、船針としてある程度内規できまつてることであります。それを法律上正面切つて認めたわけであります。第一が許可の期間が満了したために、さらに許可を申請した場合の期間満了の更新許可であります。第二号は代船建造であります。第三号が沈没代船、第四号が承継であります。第五号はこれも起業の許可の承継であります。承継は許可だけの承継、あるいは認可だけの承継という点は認めておりません。船があつて船を承継した場合には許可も承継するというので、空権賣買的なものは法律上では認めていないのであります。が、相続人に限つて認可の承継を認めております。第六号は相続人に準ずる会社の合併の場合の許可または認可の承継であります。

第六十四條は許可の定数をきめたわ
けであります。ふやす場合はよいので
あります、減した場合には、たとえ

に減した場合には、その差額の二十隻
を今まで百隻定数があつたのを八十隻

ます。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて
漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ
とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補
給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○石原委員長

ただいま夏堀委員の發

言は私ども至極同感であります。

けれども、当委員会よりは大臣と主計

局長と同時の出席を求めるのでありま
す。しかし實際にももしも指定遠洋

漁業の整理をいたして許可の定数を減

す場合には、この第六十四條だけでは不

備であります。そのおの／＼につい

て整理法といつたようなものを規定し

なければならぬのじやないか、こうい

うふうに思つております。こういう新

しいやり方が指定遠洋漁業の許可の仕

方であります。こういう仕方の許可

をいたす、そのほかのものは、たとえ

農林大臣の許可であつても、この指定

遠洋漁業のうちには入らないのであり

ます。なおこの施行の細則はおの／＼

の漁業取締規則できむるといふふうに

なつております。

以上で指定遠洋漁業の説明を終ります。

○石原委員長

この場合ちよつと質し

ておきたいのであります。第五十八條

の第六項に「前項の規定は、大型捕鯨

業には適用しない。」こういうことがあ

るのであります。従つてただいま松元

事務官からは、特別扱いにするとい

ふうであります。その特別扱いの内

容といふものはどんなのであるか、こ

れを將來どういう規定でやつて行くの

であるか、永久に独占せしめるとい

うような意向があつては、大いに考へな

ければならぬと思うのであります。こ

れに對して適当なる機会に本委員会に

おいて具体的な説明を願いたいと思ひ

ます。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○石原委員長

ただいま夏堀委員の發

言は私ども至極同感であります。

けれども、当委員会よりは大臣と主計

局長と同時の出席を求めるのでありま
す。しかし實際にももしも指定遠洋

漁業の整理をいたして許可の定数を減

す場合には、この第六十四條だけでは不

備であります。そのおの／＼につい

て整理法といつたようなものを規定し

なければならぬのじやないか、こうい

うふうに思つております。こういう新

しいやり方が指定遠洋漁業の許可の仕

方であります。こういう仕方の許可

をいたす、そのほかのものは、たとえ

農林大臣の許可であつても、この指定

遠洋漁業のうちには入らないのであり

ます。なおこの施行の細則はおの／＼

の漁業取締規則できむるといふふうに

なつております。

以上で指定遠洋漁業の説明を終ります。

○石原委員長

この場合ちよつと質し

ておきたいのであります。第五十八條

の第六項に「前項の規定は、大型捕鯨

業には適用しない。」こういうことがあ

るのであります。従つてただいま松元

事務官からは、特別扱いにするとい

ふうであります。その特別扱いの内

容といふものはどんなのであるか、こ

れを將來どういう規定でやつて行くの

であるか、永久に独占せしめるとい

うような意向があつては、大いに考へな

ければならぬと思うのであります。こ

れに對して適当なる機会に本委員会に

おいて具体的な説明を願いたいと思ひ

ます。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつたなら、おそらく定置、底びき、
あぐり、こうしたような重要な漁業の

採算はこれまでに、漁船は続出する、
恐るべき失業問題及び生産減となる、

私の考へでは大体六〇%以上生産減と
なることを予想しております。こうし
た問題を本委員会で取上げて、これは
予算に關係もありますので、十日まで

三日間は多忙のために出られないとい

いを願います。

○夏堀委員

大蔵大臣の出席を求めて

漁業資材の補給金の打切りに対して大

臣の説明を開きたい、委員長も五日か

ら七日までの間に出席させるというこ

とであつたのです。昨日も出席がない、

單な問題ではないのであって、もし補

給金の打切りが実現するということに

なつ

現 在漁業権等臨時措置法によりまして
も、いわゆる新規免許はしないという
ふうにいたしておりますが、それを受
けるために免許を出願するというよう
な場合もあつて、混乱いたしますので、

けまして、新法の附則で準備期間中の二年間は一切新免許はしないといふふうにいたしたわけあります。なお臨時措置法では、形式は新免許であつても、実質上從前の漁業権の存続期間の

ありますので、こういいう過渡期の収まつた段階から後に更新制度を発動することにして、それまでは更新の規定は発動しないという意味であります。当分の間と申しますのは、大体五年ないし十年くらいの間を一應今は予想いたしております。従つて二年後に第一回の新規免許をし、その後にもう一度新規免許をして、それ以後を更新制度にして行く、こういうことになる予定であります。

定置漁業権と区画漁業権は移轉を認められ、あるいは抵当権を設定することができるのです。これが現在の過渡段階におきまして移轉を認めますと、望ましくない者に移轉される可能性があるわけでありますから、これもそういう変態的状態が終つた後から認めることにいたしまして、それまで認めないと、こういたしたわけであります。

但書の「第二十八條第二項の譲渡」といいますのは、昨日御説明いたしました相続人が適格性がないために、他

の者に漁業権を譲渡するという場合であります。この場合は当分の間でも移轉を認めております。

第六項 第七項は この規定に違反した者の罰則であります。

しれるやんが「移轉すれば三枚の目白となることができない。」という意味は法律上の効力規定でありまして、移轉してこの法律上多専ニ、う効果は三枚の

い、無効ということあります。そのほかにさらに譲渡する契約を結び、あるいは抵当権を設定する契約を結ぶ、そういう事実行為がありますので、そ

の事実行爲をも抑えるために罰則を科
——わけであります

第十二項も第十項第十一項の規定
受けまして、最初の委員会の選挙の

日が一般原則と違つてゐる。そうしますと、委員の任期が二年では次の選

期日と合いませんので、その間の調査をとるために二年という任期を政令

調整し得るようにならなければなりません。

第十三項は内水面漁業の料金について第九項の趣旨と同じにしたわけで

これも免許料をとるのが二年後ですから、それに合せて料金も同じ時期

第十四項、第十五項は漁業調整委
ら取り出すという意味であります。

会ができるまでの経過規定でありますて、委員会ができるまでは委員会の

見を聞かなければならぬといふ規定は適用しない。それから委員会が権利を持つてゐる事項は、

を持つてゐる事項は、委員会にかゝって知事が行う、そういう経過規定であります。以上、漁業法の説明を終ります。

以上で漁業法の説明を終ります。

第一條から第八條までは現行漁業規則に依るが、
す。

を廃止いたしましたので、これに伴
るつなぎの規定でありまして、現行

業法が廃止されると、それに基いどる漁業権、漁業の許可といつたふ

なものは一切即時無効になるわけであります。それをしばらくの間その

ま続けさせる必要がありますので、
のつなぎの階層を構成につなげてあります。

第九條から第十七條までが補償規定である。すなはち、第一項の損害を請求するにあつては、被災者による被災地の復興事業に係る費用の支拂いを認めることとする。

開する規定であります。それから第八條から第二十二條までが、漁業法

定はござりで關係沒有を改正する
定であります。この中には実体的に

ります。これは漁業権の帰属をかえるのが二年後であります。その間にありますても漁業権の行使が不適当である場合においては、それを是正する必要があるわけであります。つまり全面的な改革は二年後に譲られるけれども、その準備期間中でもできる改革があります。第三項から第四條までは、同様の内容を現在漁業権等臨時措置法で規定いたしておりますが、臨時措置法は新漁業法が施行になりますと即日廃止するようになつておりますから、そのための措置を施行法に規定いたしました。内容は臨時措置法とほとんど同様でございます。ただ一箇点違います点は、先ほど御説明いたしましたように、臨時措置法では新規免許はしないが、内容が從前の漁業権の存続下の更新にあるものに限つては新規免許をするというふうになつております。したのを、附則で一切新規免許はしないとした点だけ違つております。他は現在臨時措置法の内容を漁業法本法の附則第三項と、施行法一條の三項から四條までに規定いたしております。同じ内容でありますから説明は省略いたします。

うことが予想されますので、一般的に協同組合が旧漁業権を持つことは認めなかつた。しかしながら河川におきましては、どの協同組合に持たせるかに協同組合に旧漁業権を持たせましても、さしたる弊害はない。しかも河川の協同組合は海の協同組合と違いまして、経済事業はほとんどやらないで、むしろ河川の管理團体というものである。從つて二年後からは河川の管理團体として國営増殖の実施機關として働くわけですが、その二年間の準備期間中であつても、なおかつ河川の管理が必要である。それには現在漁業会が持つておりまする専用漁業権その他漁業権を持つ必要がある。そういう理由で河川に限りまして、旧漁業権を協同組合が持つことを認めた規定がこの第五條であります。もちろん海上におきましても、漁業会が單に漁業権の管理だけの理由で二年間残存するということは、新しい協同組合の設立も不十分となるきらいがありますし、いろいろと問題があるわけでありますが、かと言つて、今ただちに漁業会を解散せしめて、旧漁業権を協同組合に持たせますと、先ほど申しましたように、二年後の新漁業権の再割当の円滑な実施の障害となるおそれがありますので、海につきましては、河川のように協同組合が旧漁業権を持つことにはしないのです。これが漁業権に関するつなぎの措置であります。

廃止されると、その許可は一旦無効になります。従つても一度新漁業法に基きまして許可を受ける手続をしなければならない。それは不便でありますので、旧漁業法で許可その他行政廳の処分があつた場合に、新法でもその処分ができる場合には、別に手続を要せずして、新法に基いてその処分をしたものとみなす、こういうつなぎの規定であります。こまかい字句であります。第一條から第五條までつなぎの措置を規定してあるからであります。第二項で「前項の規定により新法に基いてしたものとみなされた処分の有効期間について」は、別に命令で特別の定をすることができる。この意味はちよつと不明瞭かと存じますが、これは一應前のことですが、そのまま新法でも引継がれるわけであります。そうしますと許可の有効期間は前の許可の残存期間となるわけであります。たとえば五年といふことが許可を受けまして、旧漁業法が廃止になつた時期に、あと二年残つていたというときは、この残り二年間は新法での整理の仕方は、漁業権のように、一旦全面的に御破算にするかどうかは別問題であります。ある程度の調整をしなければならない。その場合に調整をし得るようになるためには、許可の終期が一致しておりますが、ある程度の調整をいわけであります。あるいはまた全部一致しなくとも、一定のブロックごとに

に許可の終期がそろつておられますと數理しやすい。こういう關係からして、許可の有効期間につきまして、命令で特別の定めをいたしまして、その終期ある程度そろえ得るようにする、そのための規定がこの二項であります。なお関連して御説明いたしますが、漁業制度と申しますのは、何も漁業権だけに限つたものではございません。すぐ漁業権制度の改正といふように結びつけられるのであります。が、漁業の利用方法を規律いたしておりますのは漁業権と漁業の許可、各種の漁業の禁制、止、これがからみ合さつて漁業の秩序ができ上つてゐるわけであります。従つてそのうち漁業権だけを全面的に整理いたしましても、完全な漁業調整はできない。従つて許可につきましても同様整理する措置を講ずる必要があるわけであります。但しこの許可のやり方を、漁業権のように一齊に全面的に御破算にするというやり方をするか、それとも別の方をとるかは問題があるわけでありまして、ことに許可漁業とは違います。権利ではありませんから、あえて法律を要せずして調整できるわけであります。それからまたその実態が必ずしも明白に把握されていらない。従つて漁業権のように今ただちに手をつけることができない。そういう事情もありまして、一應法律を要せずして調整し得るという点から、この二年の間いろいろ調査をいたしまして、実態を把握してから何らか許可を整理する手を打ちたい。こう考えておるわけであります。実体的にはむしろ許可漁業の方がウェイトが大きいわけでありまして、当初漁業権の設定さえました明治三十四年当時には、漁業

權のウェイトといふものは大きかつてゐるが、漁業の変遷によってむしろ許可漁業の方が大きくなつた。そういうことを考え合せまして、可漁業の整理、その調整ということはむしろ漁業權以上に重要な点を含んでゐるのであります。そしてその調整を明らかにして、二年後に漁業權が算定される時期に合せて許可に手を破算になる時期に合せて許可に手をける、そういう見通しであります。

なお許可漁業のうち、指定遠洋漁業につきましては、第七條で一應審査するという規定を設けております。これは旧法に基きまして、指定遠洋漁業の許可または漁業の認可を受けておりますものについては、漁業權のよどみに全面的に御破算にするという方法とりませんけれども、新漁業法で指定遠洋漁業の許可または起業認可をしてはならない場合を規定しております。たとえば適格性のない場合、あるいは定遠洋漁業の許可をしてはならない、いう規定がありますので、その規定に合せまして、新法によれば許可をしてはならないという場合に該当する事案がある場合には、現在許可を受けてゐるものの中を取消すという規定が第七條であります。

第八條は旧法に基いてやりました。願についてのつなぎの規定であります。次は第十八條以下の関係法律の改正規定は、免許料、許可料と合せて別に御説明いたします。

樂法正 ま戻 ま訴 第一田てにと指はて定はうお漁。を業 つ御態はで、
バ許つた

法を施行いたしますために、附屬機関として中央漁業調整審議会及び瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を置くといふことが一つと、もう一つは瀬戸内海に中央の出先機関といたしまして、瀬戸内海漁業調整事務局を設置する、この二つの規定を新たに加えたわけあります。

第十九條は漁業財團抵当法の一部改正であります。これは昨日御説明いたしましたように、漁業権の譲渡及び担保等については制限を受けるわけであります。従つてその制限に合せまして、漁業財團抵当法も改正するというのがこの第十九條であります。

を立てるわけです。これには漁業補償委員会が参加するわけではあります。が補償委員会の問題につきましては、十七條のところで御説明申し上げたと思ひます。この補償計画について、まず補償の金額を定めなければならぬわけであります。その算定方法につきましては、第三項に各号ずつと書いてござりますように、いろいろございまして、つまり左の各号にかかる計算方法が書いてございます。大事な点は、その補償金額は左の各号に掲げる額の範囲内において定めるという点でありますて、つまり左の各号に掲げる計算がただちにそのまま補償の金額になるのではないであります。これが基準になりますて、その範囲内において定めるといふになつております。これははどういうことかと申しますと、ある算式をきめまして、それを具体的な事例にあてはめました場合に、いろいろ特別な事情がそこに入つて参りますので、そのままだちに補償金額としたのは、実際上から見まして非常に公平を失するという場合があり得るわけであります。この補償金額の考え方といたしましては、もちろん基準は法律できめました場合に、いわゆる特別な事情がそこに入つて参りますので、それと関連いたしまして、各漁民がおのれ自分の網とか、そういうものについて、あるような基準が当然に補償の主体をなすと規定されるのがこのくらいの金額なら自分の網もわけであります。が、それとくらべて、当然このくらいの金額だといった、補償の公平といふことが非常に大事であるうと思うのであります。そこでそういった事情を考慮いたしまして、つまり左の各号からきまつて参ります額の範囲内で補償委員会がきめる。その場合に十七條のとこ

というようなものも加味して行きたい
というふうに考えておるわけあります。
すでにお配りしました資料にも書いて
ござりますし、前にも御説明しておりますので、一應省略したいと思います。
一号から六号までは個々の基準の規定
でありますし、六号は何か特別な事情
によつてこの前各号にどうしてもより
得ない場合、またそれによることが著
しく不適当と思われるような場合も予
想されるわけであります。そういう
場合には主務大臣が定める基準によつ
て算出した額という一項を設けておる
わけであります。これは不測の事態も
考えられると思いますので、一應用意
に入れられたであります。第三項の額
の範囲内において定めるという問題と
関連して、これを調節する措置は第四
項であります。つまり第四項におきま
しては、一應計算の基礎にいたします
賃貸料とか、漁獲金額というものにつ
きましては、これは昨年の七月に統計
法に基いて実施した漁業権調査規則が
あるわけであります。これに最も正確
と思われる数字が報告されておるわけ
であります。この金額によるのだ。し
かしながらその場合、たとえば賃貸料
について考えました場合に、漁業会が
その会員に貸貸していたために賃貸料
が著しく低い場合、あるいは事情の変
更によつてその賃貸料によることが著
しく不適当な場合、その他特別な事由
がある場合、その賃貸料によらないで
漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権
の賃貸料を参考して定める額を賃貸料

しておるわけであります。また同時に、この漁業権センサスの基礎になつておりますのは、昭和二十二年の七月から二十三年の六月末日までの一年間がとられておりますので、この一年間の漁獲金額といふのをとるのでは、その基準年度の不漁とか天災によつて漁獲金額が著しく低いというような場合もございましようし、その他特別の事情が考えられますので、そういう場合にはやはりこれもその漁獲金額によらないで、漁業権補償委員会が近傍類似の補償金額を参考して定める額を基準としてとれるということにいたしましたわけであります。この額の範囲内において委員会が定めます場合に、先ほどちょっと申しましたように、大体現在考えておりますのでは、これは漁業種類ごとに場合が多からうと思いますが、大体海区ごとにたとえば点滴制といふものを設けまして、ある基準による網がかりに百点といたしました場合に、この網は八十点、この網は六十点といつたような、漁業者が見まして客観的にはこのような償償のものであるというのもと、この基礎になる基準の價格といふものを組合せまして、そこでできるだけ横の公平もはかり、同時に基準とも離れないような補償の額を定めて行きたいというふうに考えておるわけであります。そういうような措置をとりませんと、実際きめました場合に非常にでこぼこができまして、そのためにかえつて補償全体の意義を失つてしまふことをおそれたわけであります。同時にそれをあまり簡易にいたしました場合に、またこれも相当問題がある、非常にむずかしい点であろ

もう一つここで申し上げておきたいのは、財産税の場合に、自営の漁業権につきましては所得を基準にして計算しております。しかしその財産税の場合の実際問題をいろいろ検討してみると、漁業権との所得というものは非常にとらえがたいということがわかるわけでありまして、それよりはむしろ近傍類似の漁業権というものから見ましてそこに推定賃貸料というものを割り出して行つた方が、先ほど御説明いたしました点数制との関係においても公平が期し得られるという考え方から、自営の漁業権につきましては推定賃貸料といふものを考えたわけであります。なおこの基準年度につきまして、從来第三次案におきましては三年平均というのを申しておつたわけであります。また財産税においてもそういう考え方をとつたわけであります。が、この三年平均といふことも、実際これにあつてみますと、とうてい捕捉したいということから、もつと確実な資料に基いてこれを実施するという意味で、漁業権センサスをいたしました場合の基準のときをとつたわけでありまして、すなわち昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日までといつたしたわけであります。なお繰返して申しますように、この一年をとつたことによる必要な補正は第四項でいたしたいというふうに考えておるわけであります。價格のベースから申しますと、三年平均よりはこの一年間の方が若干上まるわけでありまして、これをとつたために特に非常に損になることはないと考えるわけであります。なおもう一つ理論的な問題といふことはないと思ふのであります。

ましては、二年後に漁業権の消滅が起つて、そこで補償問題が起る。その基準年度はそれよりずつと前になるということにつきまして、いろいろ問題があるではないかという御議論があつたのであります。この点につきましては、農地のような場合でありますと、一筆ごとにやつて参りまして、二年間にそれをすつかり整理してやつて行くようになるわけであります。漁場の特殊な実情から申しまして、これを一件ごとに片づけるというわけに参りませんので、漁業権は当然消滅したらすぐ新しい漁場関係に移りたいわけであります。ですが、その二年間は権利があると同じような状態で操業して行くわけであります。しかしながらそれは漁場整理の特殊な制約から参るものであります。その間は本來は二年前に消滅さるべきものを、二年間準備期間中そのまま操業を続けさせるというわけでありまして、これは消滅のときにおきます價格と関連させなかつたわけであります。そういう事実は法案を示すことによつて一般に周知されることでありますから、それによる不測な経済上の損害が第三者に與えられることのないという考え方をとつております。また同時に、ここで法律上から申しますと、補償の対象になりますものは、その消滅の時期に権利を持つた人間であります。が、その基準がもつと前にあるため、そこに食い違いが起るのではないかと、いう議論もございますが、それは臨時措置法並びにこの施行法の前段において、大体凍結措置がとられておりますので、全体から見るとごく少数の例外しかないのでないか、こういうよう考へております。

第五項は補償計画を定めた場合の公告に関する規定でありますと、この中において、補償すべき漁業権等を有する者の氏名または名称及び住所、補償すべき漁業権等、及び補償金額等を公示するわけであります。

これによりまして次の補償の手続が進んで参るわけでありますが、第十一條は、それに対する異議の申立てまたは訴願に関する手続上の規定であります。その期間につきましては、実際上どの程度にかかるだらうかということをいろいろ検討いたしました結果、大体手続といいたしましては、できるだけこれを早く完結させる必要があるわけでありますと、実際問題としては、それあまり短かくいたしましては、それが権利者に不測の損害をこうむらせるということも考えられますので、やや農地の場合よりはこれを長めに見ております。

第十二條は知事による補償計画の承認に関する問題であります。この補償計画は十一條のような手続をだん／＼ふんで参りまして、最後に委員会から知事に承認を求めることになるわけであります。これはもちろん漁業権ごとの補償計画でございます。知事が承認いたします場合に問題となりますのは、実際のやり方によつて各県ごとに非常に基準が違つてしまふ、こういう場合が考えられるわけであります。そういたしますと、これはあと免許料その他にも関連して参りますので、各縣の間のアン・バランスを最小限度に食いとめる必要があるわけであります。そこでまたそういうような全般の問題もございまして、漁業権それ自体にも他にいろいろ問題がある場合

が考えられますので、それを何らかエックする必要があるわけでありります。それで第二項におきまして、都道府縣知事がそういう承認をしようとする場合に、主務大臣の方から他の都道府縣の漁業権等補償計画と均衡を失し、その他不當であると認めるときは、これによりまして全体のバランスをとつて行きたいというふうに考えておるわけであります。そういたしますと、第三項で、都道府縣知事は承認ができるなくなるわけでありますから、その承認を拒むわけであります。そういたしまして、漁業権補償委員会はその計画を作りながらおさないうちに、もし委員会の方でそれをつくりなおすことができるという規定も第四項に置いたわけであります。第五項、六項、七項は手続的規定でありますから、省略いたします。

第十四條の補償金の供託の問題であります。第九條の規定によりまして、補償金を交付すべき漁業権等について、先取特権または抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をしなくともよい旨の申出がある場合を除いて、政府は補償金を供託しなければなりません。この場合はどういふことになるかと申しますと、結局先取特権または抵当権を持っているものは、権利ではなくにその補償金そのものに

規定いたしましたのであります。この三十年以内といふのは非常に長過ぎるのであります。いかかという御意見もありますが、この点につきましては、免許料との関係がありまして、これを非常に長めに置いておきます場合には、免許料の方の負担の度合も非常に強くなつてくるわけであります。そこで現在のようないくに経済状態が非常に不安定な場合におきまして、長期の見通しは非常にむづかしいわけで、現在のところお配りいたしました資料などにおきましては、一應二十五年の計算をいたして数字を出してございます。しかし法律の上では一應大事をとりまして、三十年以内に償還すべき証券とあります。しかしこれは実際交付いたしますまでに経済上の見通しももう少し確定的に立ち得ると考えられますし、漁業者の負担能力その他を考えまして、相当つめられるではございかと考えております。漁業権の方の基礎算定のところで御説明をちよつと省略いたしましたが、普通の漁業権は大体十五年の権利として計算し、専用漁業権につきましては、特に三十年といふように規定しておりますので、それとの関連で相当の長い年数にこの償還を考えませんと、負担能力の方に問題が起るわけでありまして、一應ここでは三十年以内といふに法律上の規定をいたしたわけであります。この一項の規定によつて交付するため、政府は必要な額を限度として証券を発行することができる。この証券の性格につきましては、大体農地証券と同じようなわけであります。これと同じ扱いをされてはいろいろ困るという問題があるわけでありまして、これにつきましては、二つある中一二がこ

第三項は、交付する証券の交付價額の問題であります。これは時價を参考して、大藏大臣が定めるといふに規定しております。これは一般の公債の場合と同じでございますが、結局市場の金利とのバランスというようなこと、この証券の利回りその他の関係をいろいろ考慮しなければならないわけでありまして、それはいよいよ發行に一番近い時期においてそれをきめる必要があるわけであります。そこで前もつてこれをきめてしまうわけに参りませんので、そこではこういう形をとつておりますが、大体農地証券の場合で申しますと、交付價額を落すという形ではなくて、むしろ一般の金利よりも多少引上げるという形でやつておりますので、漁業権証券におきましても、大体そのようになるだらうと考えておるわけであります。なおこれについての証券に関する必要な事項は、これは詳細になりますので命令に譲つております。ここで問題になりますのは、農地証券の場合の証券の性格といったしましては、無記名証券でありますので、轉々賣買はもちろんされますが、これを賣り、あるいは銀行に担保に入れて、貸出しを受けるということも實質上はできるわけなのであります。しかしながらこれは農地証券——農地改革の場合の特殊な性質、地主に対する補償という意味も含まれたと思うのであります。が、その他これを無制限に認めます場合には、証券で出した意味がなくなってしまう。つまりインフレーションを非常に激成する。新たな追加的投資になる、こういうような意味も含めます。

方から出ておりまして、それによつて五年間は発券準備に充ててはいけないという規定があるわけであります。その結果、事實上これが資金化しないと、形になつておるわけであります。その財源はもちろん土地を買う方の人が一ぺんに相当拂つてしまつたというような財源を、それにまわして買上げに充てているわけであります。こういうようなことは、農地証券の場合にはそれでいいかと思うのでありますが、漁業権証券の場合には、これが参ります相手を考えますと、現在の漁業権の所有関係から当然おわかりになりますように、漁業会に相当大きな部分が行くわけでありまして、大体零細漁民の團体に対してその金が行くわけでありまして、これを如何か生産施設に使いたいというような場合に、こういうような制約を受けるということでは非常にむずかしいわけであります。この点を何とかしなければならないわけでござります。ただ法律上、それは規定されておりませんので、これを財政当局と十分話し合つけて、実施するまでの間に固める必要があるわけであります。その問題がまだここでは残されておるわけであります。

償という形でいたしまして、漁業調整委員会が漁業権の補償については、この補償委員会が漁業権の補償という形でいたしまして、漁業調整委員会はむしろその後の白紙にかえった漁場をいかにするかという問題に集中的につつ込んで行くという考え方方であります。それで、これをわけておきますので、どうして漁業権補償委員会は、都道府県ごとに設けまして、その都道府県内の漁業権等の補償に関する事項を処理させることになるわけであります。この場合先ほど個々の漁業権ごとに計画を立てると申しましたが、大体海区単位にまとめて行く形になると思います。また内水面はちょっと別になります。この場合はどう個々の漁業権を考えますが、委員会としては一つとしてそれを処理して行くという考え方方を持つております。

これによつて特に大きな被害があるとは考えておらないのです。また漁民の側でこれを監視するいろいろな方法も実際問題としては考えられると思いますので、特にこれは縣単位の非常に大きな選挙をやるというところまでは考えておらないわけでござります。この補償の問題よりもむしろ新しく漁場をどうして行くかという方が、実際問題としては大事だと思います。また現在の漁民の関心もむしろそちらの方にあるように考えております。この委員会は結局九條の規定による漁業権の補償金の交付に関する事務が法律上確定するまでありますて、これが終ればこの委員会としてはなくなつてしまふということになるわけであります。ただ問題は、先ほどちよつと基準年度のところで触れましたように、二年間ということになりますが、補償の手続が法律上始まりますのは、形式的に漁業権の消滅した時期、つまり漁場の切りかえをやつてから、初めて補償計画を立て、いろいろな手續をふんで、この決定に至るわけであります。実際問題としては、実質的にはそれ以前に始まるわけであります。つまり基準年度もすでにきまつておりますし、この法律が施行されますと、ただちに仕事にかかりまして、補償の計算その他をして行くわけであります。それをいたしませんと、免許料の方にそれをどういうふうに振り切てるかという大ざっぱなものが法律的に確定いたしますのは、つまり漁場切りかえが行われてから、初めて具体的に委員会としては正

規の動きを始めるわけであります。年間の準備期間と、そのあとの法律的にこれを固める期間、というものが、この委員会の活動する時期ということになるわけであります。これが補償の關係につきましての法律上特に申し上げておかなければならぬと思ふよううな点の大要でござります。

次にこれと関連いたしまして、免許料の方の御説明をいたしたいと思います。漁業法の第七十五條をごらん願ひたいと思います。先國会におきましてはも再三御説明いたしましたように、結局この補償の財源といふものは、新しい漁業権の免許料及び漁業の許可料でまかなくわけでございますが、その關係を規定いたしましたのが、この第五章であります。

ますが、そうではなくて、毎年納めるわけであります。これは実際上申しますと、今まで漁業者に拂つておつた賃料を國に拂うると考えていただけばいいわけでありまして、償還の方も年賦でこれは均等の償還になつておりますので、それを見合つて免許料を毎年拂つておく、それは漁業権を買いつつしまるのではなくて、免許を受けまして、それに対し一定の賃貸料を國に拂つて行くというふりにお考えいただけばわかると思うのであります。そういうものを毎年政府に納めなければならぬ、それの内容を第二項で規定しております。(つまりその場合一、二、三号に掲げたような費用の合計額とおおむねひとしくなるように毎年免許料、許可料の額を定めるわけであります。)これはどういうことかと申しますと、この中に二号、三号で行政費の問題が出来来るわけでござります。これについてはまたあとで申し上げますが、それと補償の額つまり一号であります。これとの合計額を免許料でまかなく形になりますので、それとほぼ見合った金額を予定するわけでありまして、もちろんこれは総額がきまつて、これをだん／＼各種漁業種類に振りわけて行く、そういうふうにいたしまして、一應毎年のバランスをとつて行くわけであります。これはきつたりといふわけに行きませんので、おおむねというような妙な言葉になつておりますが、大体予算を立てます場合にこれを見合つて立てて行くという形になるわけであります。ここに但書がついておりますが、これは免許料または許可料の額が漁業者の負担能力を超えると認める場合はこの限りでない。これはあとに減ります。

免の問題が出て参りますが、それと違
いましてここで言つてゐる但書は、こ
ういうような長期の計画を立てて補償
と免許料といふものを見合せて行くわ
けでありますので、將來大きく経済状
態がかわつて来る、たとえばデフレー
ションで非常に大きな変動が來るとい
つたような場合に、こういふふうに類
が見合つております関係上、それが漁
業者にとつて非常に大きな負担になつ
て來る。こういつた場合はおおむねひ
としくなるように、毎年納めなければ
ならないという規定がはずれるわけで
ありますて、これは個々の減免の問題
とは違うわけでありまして、すなわち
長期に見合わしました場合に、大きな
経済上の変動が來ます場合に、こうい
うようなやり方そのものをその年続け
て行くことが不當であるといったよう
な場合に考慮される規定であります
て、財政関係の方々は非常にこれを入
れるのをいやがつた規定であります。
この各号のうち二号と三号は行政費に
関する問題でありますて、これをなぜ
免許料、許可料に含ましめるのかとい
う点は、懇談会その他でも非常に議論
が出ておりますように、非常に問題な
点でございます。これについては立案
いたしました場合に、財政関係者とは
非常に長い期間議論いたしました問題
でありますて、いろいろ経緯があるわ
けであります。これを特にここに入
れました問題について、しばらく農地
改革の場合と比較されるわけでありま
す。農地改革の場合には全然農民の負
担ではなしに、一般会計からまかなかつ
ておるのでに対して、これと同じ性格で
ある漁業制度の改革とという場合に、行
政費を漁民が負わなければならぬと

いう問題であります。これについてはもちろん二年間の準備期間においては免許料も入つて来ませんし、これは一般会計の負担で行く。これはちょうど農地改革が二年間でやります場合にこれを国費でまかなかつておると同じであるということが言えるわけであります。が、この漁業調整委員会は二年間だけの措置ではなしに、その漁場の再割当をいたした後引続いて漁業調整をして行くのだ。その結果は受益者は漁民それ自体ではないかということから、これに受益者負担という考え方が入つて来ておるわけであります。しかしながらこれは現在農地委員会の方を見てみましても、また農地改革の性格もかわつて、その後の農地のいろいろな調整関係をやつておるわけであります。

そういう点から見ますと、明らかに矛盾があるわけであります。さらにこれが入つて來ました結果、補償の額の方は確定額でありますから、長期の見通しが立てられるわけであります。さらにこれが入つて参りますと、これは物價状態の変動によりましていろいろかわつて來るわけであります。漁民の負担がこれによつてどうなるか、内部の負担関係のバランスもいろいろかわつて來るわけでありますし、いろいろ支障があるわけであります。しかしながらこれは當時農地改革が非常に金がかかるつたというような問題から、相当關係方面その他からも強い意見がございまして、こういう形になつたわけであります。しかしながらこれは私どもとしても、まだいろいろ問題があると考へておる次第であります。第三項は沿岸漁業以外の問題であります、ここに一、二、三、四、五と掲げましたよ

うな漁業につきましての許可料の問題であります。二項はその入つて來た許可料がどう使われるかという用途まではつきり限定しておるわけであります。三項はその関係はないのであります。これは魚價が一つの体系を持つておるという關係から、沿岸漁業の方がこういう負担がかかる場合にはそれとほぼ同じ額の負担がこちらにかかるのであります。つまり、これは四項においてそのことを抽象的に書いておるわけであります。つまりこのような種類の漁業から得ます許可料は、毎年やはりその総額が第一項の免許料及び許可料の合計額に主務大臣が中央漁業調整審議会の意見を聞いて定める一定割合を乗じて得た額を超えないよう定めなければなりません。結局ここで述べておりますことは、中央漁業調整審議会の意見を聞いていただくわけであります。これは先ほどちょっとお話をいたしましたように、魚價の体系といふことから来るバランスの問題のこともあります。同時にこれらの三項に掲げました漁業につきましては、財政関係者の方でこれは相当特權的の性質を持つておるのでないか、從来これをただ手数料的に扱つていたことについて相当疑問があるというような意見が出しております。つまりこのよくな形をとりませんで、特權料的なものが考えられて、何らかの措置がとられるのではないかと他の関係で、もしことに超過的な利益がござりますと、大きくとられて、ただ一般会計の方に漁業とは全然無関

係に使われてしまうことになるわけではありません。ここに積んだ金をどういろいろふうにどこへ使うと、いうことで書いてございませんが、これは一應許可料としてとり、一般会計に入ります。その用途はまだきまつていなければ書くのも、少くとも漁業関係で積んだ金であるから、漁業に関連して、たとえば保険制度とかいろいろな問題があると思われますが、特殊な施策について行政的な費用が必要という場合に、これを引出して来ることが考えられるわけになります。これは、いろ／＼漁業上、殊にこの制度をやりました結果起る経営上の問題について、施策が追つかけて行つた場合に、初めて生きてくることになると思うのであります。それにかぎりにここでこのようなわくを設けませんでも、やはり実質的にはとらえてしまったわけでありまして、それよりむしろここにわくをつけてしまつた方がいいのではないかという考え方があるのであります。

続けられるならば、こういう形のものは実質上二重課税になるという場合もあり得るわけでありまして、そういうようなものに対しても、こういう措置をとつて参ります場合には、國としては、一方において税でそういうよなややり方をすることはできなくなるわけになります。もし税が法律通り行われれば、これは経費として差引かれて二重の形にはならぬことになるのであります。

第七十六條は減免に関する問題であります。先ほど七十五條二項の但書で申し上げたのは、長期の見通しについての一般的な規定でございますが、十六條の方は現実の減免の問題であります。第一項の方は全般的な問題、すなわち「経済状況の著しい変動、不漁天災その他やむを得ない事情により、漁業者の負担能力が減退したために」、というふうに言つておりますが、これにはつまり日本全体でもよろしくござりますし、ある一定の地域、ということを考えられるわけであります。が、いざわざいたしましても、免許料または許可料を納めることが著しく困難であると認められる場合において、中央漁業調整審議会の方から政府に働きかけるという場合であります。つまり免許料を減免すべきだ、こういった問題が出て参りました場合に、政府といつまでは、減免あるいは納付の猶予、その他免許料または許可料の納付の負担を軽減するために必要な措置を講ずることがであります。

い事由によりその負担能力が減退したときは、海区漁業調整委員会に対し、免許料の徴収の緩和を政府に申請すべきことを申出することができるという規定を置いております。それが妥当であるかどうかということは海区漁業調整委員会が検討するわけでありまして、それは三項に書いてございます。その申請は相当と認めて、政府にその徴収を緩和すべきことを申請したときは、政府は軽減に関する必要な措置を講ずることができます。これが農地の場合には、どういう場合であるということを数字的に限定しておるわけであります。漁業の場合には現在のところまだ確定的な数字で申し上げかねると思うのであります。そこでここは非常にあいまいな形になつておりますが、いずれにしても、そういうような個々の漁業者あるいは全般についての減免という問題の根拠規定をここに置きたいと考えておるわけでありまして、今後漁業経営の内容が漸次明らかになつて行くに従つて、この問題はもつと明確に規定できるであります。現在まだやみその他の問題がありまして、経営内容を明確に示すことは非常に困難でありますので、その点は触れなかつたのであります。いずれにしても、これは減免のそういう根拠規定を置いて漸次固めて行きたいという考え方であります。

第八十一條に委任規定がござりますが、免許料及び許可料に関しては、これまで非常にこまかい規定がいろいろあります。それにつきまして大きな筋、ことに大事な点をこの法律に書いたわけでございますが、あととのこまかい規定はこれを命令の方に譲つたわけであります。

以上が免許料につきましての特に問題になるような点の御説明であります。が、先ほど松元説明員の方で省略いたしました三、三の点がありますので、それをつけ加えておきたいと思います。

た金だけの仕事しかしないということになるわけがありますが、地方といたしましては、農地委員会の場合に非常に問題があつたらしくて、特にこれを入れてくれという話があつて入れたわけがあります。もちろん地方によつて、その縣の特殊な事情に基いて、この費用を越えて縣の負担においてさらにお支するという場合も禁じてゐるわけではありませんが、その両者の義務的な関係を明確にしたわけあります。三項は数府縣にわたる場合のことを規定しているわけあります。瀬戸内海連合海区漁業調整委員会並びに中央審議会の費用というものを國が負担しております。

それから免許料と補償の問題と関連いたしまして、内水面の方に第百二十九條の規定がござります。これは先ほどちよつと説明を省略しておりますので、若干御説明しておきます。これも考え方方は七十九條と同じであります。結局料金をどれだけとるかという問題と、それをどう使うかという問題を規定したわけであります。大体特別会計的なもの的第一條に相当するものだけがここへ來ているというふうにお考えになつていただけばよいと思います。どういうような財源によつて、どういうような仕事をするかということが出て来ております。ここで沿岸と違いますのは、内水面に関する分の補償の費用を置くことはもちろんであります。これが内水面におきましては、主として料金の対象になりますが、いわゆる普通の行政費のほかに、第二項で政府の行う内水面における増殖事業に要する費用というのが入つております。これは内水面におきましては、主として料金の対象になりますのは遊漁者でありまして、これはまさ

に増殖の受益者になるわけでありました。そういう意味と、もう一つは遊漁者でありますから、その負担關係といふものはその支拂う能力によつて考えてもよいわけでありまして、實際これによつて生活している漁民の場合の生活の問題というようなところまで突宍む必要はないわけであります。従つて相当便利なうしろへな措置を講じました場合に遊漁者が出してくれれば幾らでももらひ受けた方がいいわけであります。それでそれをどんく増殖部門につぎ込んで行こうというわけであります。そこでいわゆる補償の額あるいは行政費をまかぬものよりも、料金としてとれる額の方が多いわけであります。そこでその残りの部分が増殖事業としてつぎ込まれて、つまりそれがリンクしておるわけであります。もし料金制度が非常に成功いたしまして、遊漁者もどんく増殖が進んで来るというのを、満足して料金を相当してくれる、しかも確実に出してくれるということになつて参りますと、それだけ増殖事業が自動的にふくらんで行くということになるわけであります。これは先ほど松元説明員の方から御説明いたしましたように、増殖事業が補助金が切れましてから非常に沈滞する一方でありますし、荒廃にまかされてる関係もありますので、これにはどうしても補助金が切れるのがいるわけであります。そして今のような大きなブームによつてやつて行くのでなければ、内水面が個々に増殖する所と、魚のとれる所と違違と言いますと、何か民間の仕事を取上でそれを形式的には政府の行う事業、

けであります。國が増殖事業を行つたまうようなかつこうに見えるわけではありませんが、実はそうではなくて、内容から申しますと、こういう形式をとらなければ、合理的に増殖の資金を動かせないわけであります。國が増殖事業を行うと申しても、実質的に行うのはごくわずかでありますて、委託といふ形式を通じて、実際上の増殖事業に必要な経費が継続的に流れ、しかもこの制度がうまく行けば、それがだんだん自動的にふくらんで行くということを企図しているわけであります。これは現在計算している見当から申しますと、相當固く見ても、現在の増殖事業からスタートして、だんづこれを見て行く可能性が見えるわけであります。が逆に増殖事業の規模がこれによつてかえつてわくがきまつて来て、小さくなつてしまつといふ心配は大体なかろうと考へております。

以上で補償と免許料の問題につきまして、詳細な数字は抜きにいたしまして、法文上の問題だけお話したわけでありますが、これで一應漁業法及び漁業法施行法に関する逐條の御説明を終りたいと思います。

より開会いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

昭和二十四年十月七日印刷

昭和二十四年十月八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局